

用語集

- BBS 会
様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施する団体もある。
- CSW（コミュニティソーシャルワーカー）
既存の法制度では支援することの困難な「制度のはざま」の問題(ごみ屋敷、ひきこもり、孤独死)など、複合的な課題に対応するため、地域の福祉力を高めたり、セーフティネットの体制づくりなどを関係機関・団体に働きかける役割を持つ福祉の専門職。主に中学校区を範囲として配置される。
- DV
ドメスティックバイオレンスの略で、配偶者や恋人など密接な関係にある、又はあった者から振られる暴力のこと。
- NPO 法人（特定非営利活動法人）
ボランティア活動をはじめ市民の利益に寄与することを目的に、自由な社会貢献活動を行う法人格を持つ団体。
- SNS
Social Networking Service（ソーシャルネットワークサービス）の略で、登録された利用者同士が交流できるインターネット上のサービスで、主なものに Facebook や LINE などがある。
- アウトリーチ
支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。訪問支援。
- 生きづらさを抱える人向けのサロン「みつば（みんなの集う場所）」
社会生活に何らかの生きづらさを抱える人同士が気軽に集まり、自由に過ごせる居場所として社会福祉協議会が市の委託事業として開設している。
- 介護人材確保推進事業
村上市内の介護事業所に就職する者を支援することにより介護に従事する人材を確保し、介護サービスの維持及び向上を図ることを目的に、市では介護人材確保推進事業給付金を支給している。
- 学童保育
共働き・ひとり親世帯の子どもを放課後や長期休み中に預かり、親の仕事と子育ての両立支援を行うサービス。
- 家庭児童相談室
18歳未満の子どもを取りまく、家庭問題や子育ての悩みなどを相談員が受け、困っていることについて一緒に解決の方法を考える。子ども本人、家族、学校の先生、地域の方など誰からの相談にも一緒に解決の方法を考えるため、市が設置する。
- 基幹相談支援センター
地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて地域移行・定着等の支援を行う。
- 希死念慮・自殺念慮
死にたいと願うこと、死にたいと思い自殺することに思いを巡らすこと。

- グループホーム
慣れ親しんだ生活様式が守られる暮らしとケアが提供される施設で、認知症グループホームや障がい者のためのグループホームがあり、少人数の中で「なじみの関係」を作ることで心身の状態を穏やかに保つことができる。
- 健康寿命
健康上の問題で、日常生活が制限されることなく生活できる期間。
- 健康格差
地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差のこと。
- 権利擁護
認知症・知的障がい・精神障がいなどによる判断機能の低下により、財産・権利などを侵害・危害から守ること。
- 更生保護活動
罪や非行を犯した人が罪を償った後、社会の一員とし再出発するのを導き・援助する活動
- 更生保護女性会
更生保護に協力する女性ボランティア、女性のもつあたたかさや細やかさを生かした活動が、対象者の社会復帰を助けている。
- 高等職業訓練促進給付金
父子家庭もしくは母子家庭の親が、スキルや資格取得のためにスクールに通っている期間中、生活の負担軽減と入学時の負担軽減のために給付金が支給される国の制度。
- ご近所活動助成金
自治会等が小地域で行う日常生活での助け合い活動について、社会福祉協議会が助成することで、住民同士の助け合いの仕組みづくりを支援するもの。
- 互近所ささえ～る隊
介護保険に定められる自治体による生活支援体制整備事業の一つで、地域の支えあいを目的として市民への啓発活動や他機関との連携などを進めていく協議体。市全体を担う第1層と旧市町村単位の5地区ごと（第2層）にそれぞれ協議体を設置している。
- 小口資金貸付事業
社会福祉協議会の独自事業。生活困窮世帯へ緊急的な資金貸付を行い、セーフティネットの役割を担う。
- 心のバリアフリー
多様な人が社会に参加する上で、建物や交通の障壁（バリア）だけでなく、様々な人のことを思いやる心のこと。
- 子育て支援メール
子育て真っ最中のパパやママのために、子どもの健康診断や保育園情報、子育てに関する情報などを受診登録した方へメールで配信している。通称「はぐナビ」。
- 子育て世代包括支援センター
母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師、保育士等の専門スタッフが妊娠、出産、育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に行う機関。
- ことばとこころの相談室
話す言葉が少ない、発音が気になる、思い通りにならないと大泣きする、落ち着きがないなど子どもの発達や気になる行動について相談を受け付ける機関。

- 子どもの学習支援
生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども（小中学生）へ個別に学習支援を行う。
- 個別避難計画（災害時見守りカード）
災害時に備え、あらかじめ避難行動要支援者の情報を関係者で共有し、避難支援者の協力を得るなど計画をたてる。また、日頃からの見守り等を行うことで有事の際、その関係性が有効になる。
- 災害ボランティアセンター
災害時、被災地の住民主体・被災地主体・協働の3原則をもとに活動するボランティアと被災者のニーズを調整する役割を持つ。被災後、通常生活に戻るための地域の力をボランティアの協力によって高めていく。
- ささえあい村上
社会福祉協議会が行う「お互いさま」を目的とした住民相互の支えあい事業。利用する人は利用会員、支援する人は協会員としての登録が必要。利用会員から活動依頼を受け、社会福祉協議会が協会員への活動調整を行う。活動時間30分、200円（チケット制）。
- 視覚障がい者支援事業
視覚障がい者向けに広報誌等の音声訳事業（「声のボランティア」）を実施している。
- 自主防災組織
地域住人による任意の防災組織で、災害対策基本法に規定されている。村上市では、213の自治会で組織されている。
- 児童相談所
18歳未満の子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、専門的な知識及び技術をもって個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市などが設置する。
- 市民後見人
成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた方の中から、家庭裁判所から成年後見人等と選任された方。
- 市民後見人養成講座
成年後見等が必要な人に、その支援が行き届くよう市民後見人を養成する講座。市の委託事業として社会福祉協議会が行っている。
- 社会福祉士
福祉や医療に関する相談援助に必要な専門知識・スキルがあることを証明する国家資格。身体及び精神に障がいのある方、生活困窮者、ひとり親家庭など、心身や環境上の理由によって日常生活を送ることに支障がある方々の相談援助を行う。
- 社会を明るくする運動
犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
- 就労支援事業所
障がいのある方や難病を抱えている方、一般企業への就職が困難な方に対して、仕事を提供、又は一般企業への就職をサポートする施設。
- 手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業
市からの委託事業。聴覚障がいを持つ方も平等に社会参加できるよう、研修会や各種講座等に手話奉仕員や要約筆記の派遣をしている。
- 障がい者（児）相談支援事業所
相談支援専門員が障がいのある方やその家族から相談を受け、様々な情報の提供や助言、及び福祉サービスを受けるための手続き等を支援する事業所。

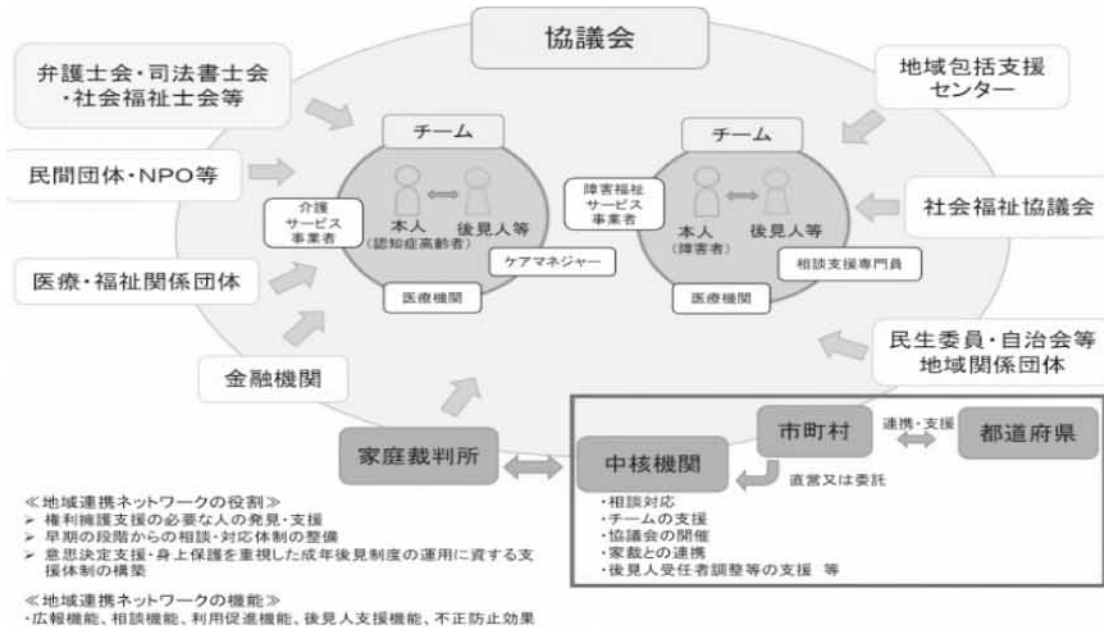
- 心配ごと相談所**
有識者が相談員となり、生活の困りごとや不安に思うことの相談を受け、必要に応じて関係機関へ紹介・仲介を行う。各地区で定期的に開催。
- 生活困窮者自立支援事業**
市からの委託事業。生活困窮者自立支援法に基づき、関係する専門機関と連携して相談者の自立相談、就労準備支援、家計改善支援、子どもの学習支援などを行う。
- 生活福祉資金貸付事業**
新潟県社会福祉協議会からの委託事業。低所得者世帯や高齢者・障がい者世帯等への資金貸付を行い、自立した生活を支援していく。
- 成年後見制度**
成人で、認知症・知的障がい・精神障がいなどのため判断能力が不十分なため契約行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図るもの。
- 成年後見人等**
専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士など）・市民後見（専門の講座を受けた市民）・親族後見（本人にとって身近な支援者）があり、裁判所が選任する。本人の意思決定支援を前提とした契約締結や財産管理などを行うが、医療同意や身元保証は業務対象外となる。
- 総合型スポーツクラブ**
身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
- ソーシャル・インクルージョン**
社会的包摂。さまざまな個性を持つ人を、その多様性を含めてそのまま社会の中に包摂することで、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うことを目指す理念。
- 地域共生社会**
高齢者・障がい者・子どもなどすべての人々が、地域・暮らし・生きがいを共に創り、共に高め合うことができる社会のこと。「支える側」「支えられる側」という一方向の関係ではなく、誰もが地域の困りごとを『我が事』としてとらえ、地域の資源や人の多様性を活かしながら、人と人、人と社会がつながり合うことで解決し合える社会を目指すもの。「縦割り」や分野ごとで課題解決に取り組むのではなく、包括的に『丸ごと』支援する地域社会を作っていくことが求められる。
- 地域自立支援協議会**
障害福祉の関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行い、障がい児・者、その家族または介護者に必要な支援を行う。
- 地域生活支援拠点**
障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。
- 地域の茶の間・サロン**
主に町内・集落の公会堂・公民館等を利用して、気軽に集える場として、地域住民が主体となって運営している居場所。社会福祉協議会で把握しているものは115ヶ所ある。
- 地域包括ケアシステム**
高齢者の支援を目的とした総合的なサービスを地域で提供する仕組みのこと。住み慣れた地域で、安心してその人らしく最期を迎えられるように、住まい・医療・介護・生活支援・予防が一体となった地域の実情に合った仕組みづくりが求められている。

●地域包括支援センター

高齢者とその関係者が介護・医療・保険・福祉などの生活上の困りごとがある際に支援をおこなう相談窓口。村上市では市の直営となっている。

●地域連携ネットワーク

弁護士会や司法書士会などの専門職団体をはじめ、家庭裁判所や医療・福祉関係団体や地域関係者などが連携・協力し、必要とする人が成年後見制度を利用できるような体制を構築します。



●地域若者サポートステーション（通称：サボステ）

働くことに踏み出したい15歳～49歳までの方で、仕事をしていない方や就学中でない方と向き合い、働き出す力を引き出し、職場定着するまでを全面的にバックアップする支援機関。

●適応指導教室

長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別の場所を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標にする教室。

●出前講座

行政などの様々な仕事や制度について、担当の職員が直接出向いて説明し、住民の学習機会を提供するもの。

●日常生活自立支援事業

社会福祉協議会が、新潟県社会福祉協議会からの委託事業として実施。認知症や知的・精神障がいのため自身で判断することが難しい方が福祉サービスを利用できるように支援する事業。

●のりあいタクシー

交通空白・不便地域の解消と通院対応などを目的に運行する交通手段。市内では、完全予約制の「のりあいタクシー」と村上総合病院から利用できる「通院対応のりあいタクシー」がある。また、新潟市内への通院や買い物などを目的に運行する「高速のりあいタクシー」がある。

●ハザードマップ

ある災害が発生した時に、危険と思われる箇所や災害時の避難場所などを地図にまとめたもの。

- 8050 問題
若者のひきこもりが長期化すれば親も高齢となり、収入や介護に関する問題が生じるようになる。複合した問題であり相談も難しく社会から孤立した状態になることもあり、80代の親、50代の子という親子関係での問題であり社会問題となっている。
- 避難行動要支援者
高齢者や障がい者など災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方。このような方には近隣の方、自主防災組織、福祉関係者などによる支援体制づくりが必要と言われている。
- 病児・病後児保育
病気又は病気の回復期にあり、集団保育が困難な子どもで、保護者の勤務の都合や傷病等のため家族で育児を行うことが困難な場合に、子どもを預かること。
- ファミリー・サポート・センター事業
おおむね生後3か月から小学生までの子どもを持つ子育てを手伝ってほしい人（依頼会員）と、子育てを手伝う人（提供会員）がそれぞれ会員登録を行い、会員相互で協力しながら子育てを行う制度。
- フェーズフリー
平常時と災害時という社会のフェーズ（時期、状態）を取り払い、普段の近所づきあいや社会資源が災害時にも応用できるという考え方。
- フードバンク、フードドライブ
「食料銀行」を意味する社会福祉活動。企業や家庭から、まだ賞味期限はあるけれど、捨ててしまう食べ物を寄付しその食品を困窮者へ無償で提供する活動。
村上市には「フードバンクさんぽく」「フードバンクむらかみ」の2団体がある。
その活動に賛同し、食品等を集め、寄付する活動をフードドライブと言う。
- 福祉車両貸出事業
車イス対応の軽自動車と8人乗りミニバンを無償で貸し出す社会福祉協議会の事業。通院や町内・集落での買い物支援などで利用。運転手は原則、利用者が手配することとしている。
- 放課後等デイサービス
障害のある学齢期児童が学校の授業終了後や学校休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えた児童福祉法を根拠とする福祉サービス。
- 防災士
「自助」「共助」「協働」を原則として、様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識と技能を習得した者。日本防災士機構が認証する。
- 法人後見事業
専門職による成年後見人等が不足している状況で、社会福祉協議会等が法人として成年後見人等となり、被後見人等が安心して生活できるよう支援する事業。
- 保護司会
罪を犯した人などの再犯防止及び社会復帰支援や、地域への理解・協力を得るための活動（更生保護）を地域で支える団体。法務大臣から委嘱された犯罪や非行に陥った人の更生を任務とする保護司により構成される。
- 民生委員・児童委員
人格識見高く、広く地域の実情に通じ社会福祉の増進に熱意のある方々に対して公正な手続きにより厚生労働大臣から委嘱される非常勤の地方公務員。それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う。児童委員を兼ねる。
- ヤングケアラー
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

●有償家事援助サービス事業

高齢・障害・疾病などで日常生活を営む上で、家事援助を必要としている方に、住民の協力を得て有償で家事援助を提供する事業。

●湯ったり塾

社会福祉協議会が市からの委託事業として実施。山北地区の方の健康づくり事業として、定期的に福祉センターゆり花会館へ通い、交流や健康づくり支援を行っている。

●理美容費助成事業

共同募金からの配分金による社会福祉協議会が実施する事業。要介護度3以上及び肢体不自由・体幹不自由1級の方で、在宅で生活している方に理・美容費の一部を助成するもの。

●リユース

一度使ったものをゴミとして捨てずに、大切にそのままの形で再利用すること。ゴミから新たに資源を再生する「リサイクル」とは違い、ゴミ排出量を減らすことにもつながる。

●人権擁護委員協議会

人権を守り偏見や差別をなくすために、理解・協力を得る活動している団体。

【発行・編集】

村上市福祉課

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

T E L : 0254-53-2111 (代表)

F A X : 0254-53-3840

E-mail : fukushi-m@city.murakami.lg.jp

(社)村上市社会福祉協議会

〒958-0809 新潟県村上市下相川316番地2

T E L : 0254-53-3467 (代表)

F A X : 0254-50-0020

E-mail : syakyo.murakami@helen.ocn.ne.jp

【令和4年3月策定】